



伯耆告示第 101 号

伯耆町大殿の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告します。

1 土地の所在及び地番

大殿字上大川端 127 番 2、127 番 3、128 番 2、129 番 5

2 筆界案を確認することができる場所

伯耆町 住民課 地籍調査室

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの代理人

4 筆界案の作成者

伯耆町

5 意見の申出

当該所有者その他の利害関係人及びこれらの代理人は下記期間内に意見を申し出ることが出来るものとする。なお、当該期間を経過しても意見の申し出がないときは、同条第 5 項の規定により筆界の調査を行います。

意見を申し出ることが出来る期間

令和 8 年 8 月 7 日から 8 月 27 日まで（土、日、国民の祝日を除く）

の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

令和 8 年 8 月 7 日

伯耆町長 小澤 敦彦

